人事記録に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和５年２月３日

新潟県人事委員会

委員長　　氏　家　　信　彦

新潟県人事委員会規則第２－118号

人事記録に関する規則の一部を改正する規則

人事記録に関する規則（昭和27年新潟県人事委員会規則第２－５号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合は当該改正後部分を加える。

改　　正　　後	改　　正　　前
別表 人事異動用語表 (1)～(9)　（略） (10)　降給　同一級内で号給の下がる場合又は法第28条の２第１項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた場合において、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。）することをいう。）の場合をいう。ただし、給与調整による場合を除く。 (11)～(55)　（略） (56)　定年前再任用　法第22条の４第１項の規定により採用する場合をいう。 (57)～(59)　（略） (60)　勤務延長　職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第６号）第４条第１項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合をいう。 (61)　管理監督職勤務上限年齢制による降任等　法第28条の２第４項に規定する他の職への降任等（降任又は降給を伴う転任に限る。）をする場合をいう。 (62)　暫定再任用　職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和４年条例第31号。以下「令和４年改正条例」という。）附則第３条第１項若しくは第２項、第４条第１項若しくは第２項、第５条第１項若しく	**別表** 人事異動用語表 (1)～(9)　（略） (10)　降給　同一級内で号給の下がる場合をいう。ただし、給与調整による場合を除く。 (11)～(55)　（略） (56)　再任用　法第28条の４第１項、第28条の５第１項又は第28条の６第１項若しくは第２項の規定により採用する場合をいう。 (57)～(59)　（略） (60)　勤務延長　職員の定年等に関する条例第４条第１項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合をいう。

	は第２項又は第６条第１項若しくは第２項の規定により採用する場合をいう。	
(63)　異動期間	令和４年改正条例による改正後の職員の定年等に関する条例第９条第１項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）をいう。	

附　則

1　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

2　一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第59号）附則第17項又はその適用を受けない他の職員に適用されるこの条例に相当する規程の適用による降給については、当分の間、別表人事異動用語表の(10)に定める降給とする。